

毎週火、金曜日発行（但休日に当り）（は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◆訓令 鳥取県職員住宅管理規程の一部改正
◆告示 土地の公用廃止

地方臨時種畜検査の実施
保安林指定の解除予定
土地改良区役員の就退任
昭和三十六年度鳥取県職員採用試験の合格者
昭和三十六年度農業改良普及員資格試験及び
生活改良普及員資格試験の実施

◆正誤 昭和三十六年九月二十九日付け鳥取県告示第
五百五十九号中訂正

訓令

鳥取県訓令第十二号

本庁 内部 部 局
甲類 附属 機関
地 方 機 関

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中

鳥鉄一三号	西町	一、七〇〇円	を
鳥鉄一四号	西町	一、七〇〇円	
鳥鉄一五号	湯所町二九四の一	二、〇〇〇円	に、
鳥鉄一六号		二、〇〇〇円	
米鉄五号		一、七〇〇円	を

附 則
この訓令は、昭和三十六年六月二十日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百八十四号

次の土地は、昭和三十六年十月四日から公用を廃止した。

昭和三十六年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量 (坪)

米子市米原字大林五五六番、五五七番一、五五七番三、五五七番二地先 六八、九一五

字荒神東五一二番、五一、五一三番、五一七番、五二六番、五二七番二地先 一八、三〇

関係図面は土木部管理課に保管

米鉄五号 一、七〇〇円

米鉄六号 東福原字大向灘道西一、〇〇五の六 一、八〇〇円に

米鉄七号 一、八〇〇円

東鉄六号 八〇〇円を

東鉄七号 八〇〇円に

東鉄八号 八〇〇円

鳥独身寮 鳥取市下横町 玄好町 五〇〇円

東鉄独身寮 東京都豊島区西巢鴨三丁目、を 四〇〇円

鳥独身寮 鳥取市下横町 一人に 五〇〇円 玄好町 つき

東鉄独身寮 東京都豊島区西巢鴨三丁目 に 五五〇の四 五五〇の三 五五〇の三 五五〇の三 四〇〇円

改める。

鳥取県告示第五百八十五号

次の土地は、昭和三十六年十月四日から公用を廃止した。

昭和三十六年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量 (坪)

米子市西福原三二五番地先 道路敷 六、四九

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百八十六号

次の土地は、昭和三十六年十月四日から公用を廃止した。

昭和三十六年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量 (坪)

米子市西福原七六九番地先 道路敷 一五、三六

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百八十七号

次の土地は、昭和三十六年十月四日から公用を廃止した。

昭和三十六年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量 (坪)

米子市西福原七五九番地先 道路敷 三四、二四

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第五百八十八号

次の土地は、昭和三十六年十月四日から公用を廃止した。

昭和三十六年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地目又は面積又は数量 (坪)

米子市角盤町二丁目一二四番ノ二地先 水路敷 五、八〇 道路敷 二一、八〇

大口堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	千代西尾泰章	鳥取市国安
〃	谷口 繁太郎	円通寺
〃	沢田 千太郎	国安
〃	広岡 喜雄	橋本
〃	秋田 梅男	馬場
〃	山根 頼男	数津
〃	山本 八百蔵	叶
〃	霜田 秀雄	的場
〃	長谷 益造	吉成
〃	森田 重栄	古市
〃	有本 健太郎	富安
〃	西垣 市蔵	行徳
〃	下田 一清	西大路
〃	小林 留吉	長砂
〃	小山 喜代治	雲山
〃	山本 久蔵	馬場
監事		

就任した役員の氏名及び住所

〃	堀 宗淑	中大路
〃	下田 喜久治	宮長
〃	西田 熊三	雲山
理事	千代西尾泰章	鳥取市国安九一の一
〃	谷口 繁太郎	円通寺八二
〃	沢田 千太郎	国安八四の五
〃	高見 義親	藏田二四五
〃	秋田 梅男	馬場三五一
〃	山根 頼男	数津一九四の一
〃	石田 為吉	叶四五〇
〃	西山 武男	大覚寺七〇
〃	長谷 益蔵	吉成八〇四
〃	福島 政雄	古市二六一
〃	有本 健太郎	富安二三の一
〃	西垣 市蔵	行徳は三七二
〃	下田 一清	西大路一一四
〃	前田 光義	古郡家一七二

昭和三十六年三月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し四月八日就任、任期四年。
法勝寺土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

〃	市村 光義	雲山一九九
〃	山本 久蔵	馬場二〇八の三
〃	堀 宗淑	中大路一三一
〃	霜田 秀雄	的場一二六
〃	山口 保温	雲山九一
理事	内藤 丈	西伯郡西伯町法勝寺
〃	高橋 弥一	
〃	吉田 行夫	
〃	前田 章一	
〃	福田 正	
〃	松尾 重寿	
〃	安田 徳三	
〃	白石 節夫	
〃	白石 恒雄	
監事		

就任した役員の氏名及び住所

〃	山尾 伝一	
〃	小松 祥式	
〃	景山日出男	
理事	内藤 丈	西伯郡西伯町法勝寺一四五
〃	高橋 弥一	四〇六
〃	吉田 行夫	五五四
〃	前田 章一	四七四
〃	福田 正	三五七
〃	奈喜良悠一	三八七
〃	安田 徳三	二九四
〃	白石 恒雄	六七一
〃	前田 教一	五三六
〃	小松 祥式	三一四
〃	景山日出男	三〇三
〃	鹿島 類蔵	三五六

昭和三十六年四月十日通常総会において総選挙の結果当選し四月十一日就任、任期二年。

00590

者検定期程(大正十三年文部省令第二十二号)若しくは、旧実業学校卒業程度検定期程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は教育機関における農業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及、指導奨励又は実務

三 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関(第一号に規定するものを除く。)において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に従事した期間

2 前項第一号の規定の適用については、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は試験実施期日から起算して六月以内に卒業見込みの者で、次の表の上欄に掲げる各号の専門科目につき、それぞれ同表下欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したものは当該単位を修得する見込みのあるものは同号の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込みのある者とみなす。

専門科目	単位数
一 家政学原論	二
二 被服学、衣料学	四
三 食品学、栄養学	六
四 住居学	四
五 家庭管理学、家庭経済学、家族関係	四
六 育児学、家庭看護学、衛生学	二
七 調理実習、食品加工	六
八 被服実習	四

備考 上欄の各号は、専門科目群とし、一専門科目群のうちから専門科目一又は二以上にわたつて下欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

00589

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)第二条の規定に基づき、昭和三十六年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のように行なう。

昭和三十六年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験資格

試験は、次の各号の一に該当するものでなければ受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、都道府県立農業講習所、農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程(昭和三十四年農林省告示第四百十六号)第二条に規定する研修機関、財団法人鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部において、農業(生活改良普及員資格試験にあつては、家政。以下同じ。)に関する正規の課程を修めて卒業した者及び当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して六月以内に卒業見込みの者、

旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校若しくは旧財団法人農民教育協会高等農事講習所において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定期程(昭和十八年文部省令第四十六号)により農業に関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定ニ関スル規程(大正十一年文部省令第四号)若しくは旧中学校高等女学校教員検定期程(明治四十一年文部省令第三十二号)により農業に関する学科目の検定に合格した者

二 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校、旧実業学校令(明治三十二年勅令第二十九号)による実業学校、旧高等女学校令(明治三十二年勅令第三十一号)による高等女学校、旧中学校令(明治三十二年勅令第二十八号)による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号)、旧専門学校入学

00592

00591

四 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

五 外国にある学校(四の学校を除く。)を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

六 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす。

試験実施方法

一 受験出願書類受付期限
昭和三十六年十一月十五日(十五日消印のもの有効)

二 受験出願書類提出先
鳥取市東町二丁目 鳥取県農林部農政企画課

三 試験期日
昭和三十六年十二月十二日から十五日まで(毎日九時から十六時三十分まで)

四 試験場所
鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

五 試験項目
試験は、筆記試験、実地試験及び口述試験に分けて行なう。

筆記試験は、次の表の上欄に掲げる区分にしたがい、同表中欄に掲げる全項目及び同表下欄に掲げる項目のうちから受験者が指定する四項目(生活改良普及資格試験にあつては二項目)について行なう。

農業改良普及資格試験	一 農業一般 二 農業経営 三 教育方法	一 作物 二 園芸 三 畜産 四 土肥 五 病害虫 六 家畜衛生 七 飼料作物 八 農具 九 農業加工 十 農業気象 十一 農業簿記 十二 農業土壌
------------	----------------------------	---

生活改良普及資格試験	一 被服 二 住居 三 食物 四 家庭教育方法	一 育児 二 家庭看護 三 家庭物理 四 保健衛生 五 家庭関係 六 農業一般
------------	----------------------------------	--

六 実地試験は、農民に対し農業(生活改良普及員資格試験にあつては農民生活)の改善に関する教示及び実地展示を行なうために必要な科学的技術及び知識について行なう。

七 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行なう。

八 出願書類

1 受験願書(別記第一号様式)

2 履歴書(別記第二号様式)

3 写真(最近六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの二葉、うち一葉は、履歴書にちよう付し他の一葉は裏面に氏名及び撮影年月日を記入し提出すること。)

4 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は

は検定合格証明書(生活改良普及員資格試験を受験するもので、家政を正規の課程としない大学「短期大学を除く。」の卒業「見込」者は、前記受験資格2項に従い専門科目の修得単位「又は取得見込単位」数を証明する学校長の証明書を添付すること。)

5 受験資格二イ又はロの職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類(別記第三号様式)

6 身体検査書(県立保健所又は官公立病院のものに限る。)

九 受験手数料
受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。既納の手数料は還付しない。

正 誤	昭和三十六年九月二十九日付け鳥取県告示第五百五十九号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。 頁 段 行 誤 正 6 下 4 最低価格 最高価格	一 教育に従事した期間及び勤務場所 右相違ないことを証明する。 年 月 日 所属長職名 氏 名	
--------	--	---	--

別記第一号様式 (日本標準規格B5) 受験願書	紙 欄 収入証 貼付 現住所 年 月 日 氏 (ふりがな) 名	選 択 項 目 一 二 三 四 農業(生活)改良普及員資格試験を受けたので関係書類を添えて出願します。 年 月 日 右 鳥取県知事 氏 名 殿 氏 名	
別記第三号様式 受験資格証明書	現住所 学 歴 職 歴 賞 罰 年 月 日 右 氏 名	一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所 年 月 日 氏 名	